

広島県選挙管理委員会告示第二十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に別表のとおり変更があった。

平成二十七年四月六日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

## 別表

指 定 施 設			変 更 事 項	変 更 後
種 類	名 称	所 在 地		
老人ホーム	特別養護老人ホーム蓬萊園	広島市東区東山町1番9号	名称	特別養護老人ホーム蓬萊園
病 院	三宅整形外科病院	福山市東町一丁目2-5	名称	三宅会グッドライフ病院
			所在地	福山市東町一丁目1番18号